第30号議案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例

(豊川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 豊川市国民健康保険条例(昭和36年豊川市条例第1号)の一部を次 のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

(豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年豊川市条例第2 0号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(令和2年度における都市計画税の税率の特例に関する条例の一部改正)

第3条 令和2年度における都市計画税の税率の特例に関する条例(令和2年

豊川市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるからである。